

財団法人豊田地域医療センター寄附行為

制定 昭和52年 9月14日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人豊田地域医療センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県豊田市西山町3丁目30番地1に置く。

(目的)

第3条 この法人は、豊田地域医療センターを経営し、もって豊田加茂地域住民の健康の維持増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 救急医療に関すること。
- (2) 成人病予防対策に関すること。
- (3) 学童の保健衛生対策に関すること。
- (4) 口腔衛生対策に関すること。
- (5) 健康教育に関すること。
- (6) 機能回復訓練に関すること。
- (7) 臨床検査に関すること。
- (8) 看護婦養成に関すること。
- (9) 訪問看護ステーションの運営に関すること。
- (10) 指定居宅介護支援事業に関すること。
- (11) 訪問介護に関すること。
- (12) 指定介護療養型医療施設の運営に関すること。
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の5分の4以上の同意を得、かつ、愛知県知事の認可を受けて、これを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(予算)

第10条 この法人の収支予算は、理事長が作成し、年度開始前に理事会の議決により定める。

(決算)

第11条 この法人の収支決算は、年度終了後2か月以内に、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

2 この法人の決算書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書及び決算内訳書
- (3) 財産目録

(会計年度)

第12条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(種別及び選任)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人

うち	理事長	1人
	常務理事	1人

(2) 監事 2人

- 2 役員は、理事会において選任する。
- 3 理事は、互選により理事長及び常務理事を定める。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事5分の4以上の同意により解任することができる。

第4章 理事会

(構成)

第17条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第18条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、次の各項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第19条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第20条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第21条 理事会は、理事5分の3以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第22条 理事会の議事は、この寄附行為の別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第24条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名しなければならない。

第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第25条 この寄附行為は、理事会において、理事5分の4以上の同意を得、かつ、愛知県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第26条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事5分の4以上の同意を得、愛知県知事の許可があったとき解散する。

2 解散に伴う残余財産は、豊田市に帰属する。

第6章 雑則

(書類の備付及び保存)

第27条 理事長は、事務所に次の書類を備え付け、確実に保存しなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員の名簿及び履歴書
- (3) 理事会の議事録
- (4) 許認可関係書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画書及び収支予算書

- (7) 事業報告書及び収支決算書
 - (8) 収入に関する帳簿及び証拠書類
 - (9) その他必要な書類
- (委任)

第28条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項の規定にかかわらず、別紙のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、昭和54年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条及び第18条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和53年3月31日までとする。

設 立 者

豊田市長 西 山 孝

附 則

この寄附行為は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、平成12年4月1日から施行する。

別紙

設立当初の役員				
理事長	西	山		孝
常務理事	永	山	和	巳
理事	柴	田		清
〃	吉	田	五	郎
〃	田	中		稔
〃	青	山	文	雄
〃	渡	辺		晃
〃	佐	藤	正	明
〃	平	吹	禎	佑
〃	都	築	千	幸
監事	清	水	竹	雄
〃	加	藤		健